

1 処分を受けた税理士

氏 名： 進藤 暉彦

登録番号： 第36939号

2 処分の内容

平成30年6月27日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、同社の理事長から指示を受け、売上の一部につき各期に計上すべきものであることを認識していながら、当該売上の一部を預り金として処理することにより、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。また、これに伴い、被処分者は、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。